

村山市監査委員公告 第2号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年2月3日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 総務課
2. 監査の期間 令和4年1月20日から令和4年2月3日まで
3. 監査の範囲 令和2年12月1日から令和3年11月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 **【指摘事項】**  
寄附採納された物品について、寄附物品取得票が作成されておらず、会計管理者に対する引継ぎがなされていないものが見受けられる。村山市財務規則に則った手続きをされたい。